

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則

(趣旨)

第1条 地域の住民及び青少年に対し、スポーツ・レクリエーション活動等の場を提供し、市民の健康保持増進とスポーツの活性化を図る。

(名称)

第2条 この事業は、和歌山市立〇〇〇学校体育施設開放事業と呼ぶ。

(実施の主体)

第3条 和歌山市教育委員会とする。

(対象)

第4条 和歌山市内に在住、在学、在勤する者とする。

(開放の日時及び種目)

第5条 毎年4月1日から翌年3月31日までとし、使用時間は原則として、次のとおりとする。

①体育館

月曜日～金曜日	……………	18時～22時	
小学校及び義務教育学校に限り水曜日	……………	15時～22時	
土曜日	……………	13時～18時	「午後の部」
		18時～22時	「夜間の部」
日・祝・長期休暇	……………	9時～12時	「午前の部」
		13時～18時	「午後の部」
		18時～22時	「夜間の部」

②運動場

小学校及び義務教育学校に限り水曜日	……………	15時～18時	
土曜日	……………	13時～18時	
日・祝・長期休暇	……………	9時～12時	「午前の部」
	……………	13時～18時	「午後の部」

③夜間照明施設運動場

小学校	……………	18時半～21時半
中学校	……………	19時～22時

(ただし、12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。)

※使用時間及び使用種目については、あくまでも学校教育及び学校管理運営上、支障のない範囲での使用とし、各開放校の事情により使用時間及び使用種目を制限することができる。

(運営委員会の目的と任務)

第6条 運営委員会は、開放計画立案ならびにその管理運営全般について、円滑に進めるために、その会務を行う。

(1) 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校との使用予定日時等の調整をする。また、使用団体間の日程調整については、日程調整会議を開催し、使用団体同士で調整すること。

イ 運営委員会は、年間2回以上(上半期1回、下半期1回)、日程調整会議は、年間3回以上(4・5月中に1回、8・9月中に1回、12月・1月中に1回)は、開催しなければならない。

ウ 事業計画、使用者・使用状況等を教育委員会に報告する。

エ 使用団体、学校、教育委員会等関係機関との相互連絡、調整をすること。

オ 開放施設及び備品等を点検巡視し、使用許可書を点検の上、開錠・施錠・消灯・清掃等をする。ただし、鍵の收受方法に関しては、学校管理者と協議した收受方法により鍵の受け渡しを行うこと。また、学校体育施設(体育館)使用記録簿(別記様式6号)により施錠者等の確認を行う。

カ 施設使用中の安全管理に関すること。

キ 非常の場合は、ただちに教育委員会に連絡する。

ク その他、学校体育施設開放事業に必要な事項。

(2) 運営委員会は、次の役員を置く。

ア 委員長1名、副委員長1名、顧問(オブザーバー)及び委員若干名

イ 委員は、自治会、公民館関係者、PTA(役員)、スポーツ推進委員及び使用団体代表者等から地域の実情に応じて選出する。

ウ 委員長、副委員長は、委員の互選による。顧問については、当該開放校の学校長とする。

エ 役員の任期は一年間とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(3) 運営委員会の会務は、登録団体より選出された事務担当者が主となり行うこと。
(使用団体の登録)

第7条 学校体育施設開放事業において体育施設を使用しようとする団体は、教育委員会に使用団体登録申請書（第1号様式）を提出し、登録証（第3号様式）の交付を受けなければならない。

(1) 使用団体の登録については、以下の条件をすべて満たしていなければならない。ただし、総合型地域スポーツクラブ及び和歌山市スポーツ少年団に加盟している団体については、この限りでない。

ア 団員は、概ね10人以上をもって構成し、必ず成人の代表者、管理責任者及び事務担当者を置かなければならない。

イ 団員のうち、5割以上が校区内に在住、在学または在勤していること。

ウ 代表者は、校区内に在住していること。事業所、職場単位で活動する場合は、その所在地が校区内であること。

エ 登録は、1団体につき1施設のみとする。

オ 登録の有効期間は、当該年度のみとする。

※校区について、小学校の利用については、小学校区を原則とするが、構成できない場合等は、中学校区内とし、基準を満たしていれば登録可能とする。

(2) 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合、登録を取り消すことができる。

ア 虚偽の登録または虚偽の申請をし、使用しようとするもの。

イ 登録事項に変更が生じたにも関わらず、変更の届出をしないとき。

ウ 規則、実施細則、使用心得、教育委員会・学校管理者の指示を履行しないとき。

エ 運営委員会の円滑な運営に協力しないとき。

(使用申請及び許可)

第8条 使用団体は、各運営委員会に使用許可申請書（第4号様式）を提出し、日程調整会議終了後、学校長へ提出すること。ただし、夜間照明施設運動場においては、毎月26日（当日が土・日曜日・祝祭日の場合は、その翌開庁日とする。）に教育委員会が抽選を実施する。

(1) 施設の使用は、学校長が許可する。

(2) 前項の使用許可を受けた団体が、使用許可日時に使用出来なくなった場合は速やかに学校長に申し出なければならない。

(3) 教育委員会及び学校長は、学校開放にあたって天候その他管理運営上支障がある場合は、前号の手続きが完了していても使用許可の取り消しをすることができる。

附 則

1 この細則は必要に応じて変更することができる。

2 この細則は昭和52年4月1日から実施する。

附 則

1 この細則は必要に応じて変更することができる。

2 この細則は平成14年4月1日から実施する。

附 則

1 この細則は必要に応じて変更することができる。

2 この細則は平成17年4月1日から実施する。

附 則

1 この細則は必要に応じて変更することができる。

2 この細則は平成20年4月1日から実施する。

附 則

1 この細則は必要に応じて変更することができる。

2 この細則は平成21年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この細則は必要に応じて変更することができる。
- 2 この細則は平成24年5月1日から実施する。

附 則

- 1 この細則は必要に応じて変更することができる。
- 2 この細則は平成25年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この細則は必要に応じて変更することができる。
- 2 この細則は平成27年12月1日から実施する。

附 則

- 1 この細則は必要に応じて変更することができる。
- 2 この細則は平成29年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この細則は必要に応じて変更することができる。
- 2 この細則は平成29年12月1日から実施する。

